

Sample

## 外来医療政策の 現状と今後の方向性

《22分》

※本文中に記載のない限り、2021年2月1日時点の情報に基づいて作成しています。  
なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

## 研修の背景と目的

### <今回のテーマ背景>

医療機能の変化や患者の大病院志向等といった外来医療における課題を是正するため、「外来医療計画」や入院機能の報告（病床機能報告）の外来版である「外来機能報告制度」によって、機能分化と連携が推進されています。

### 研修目的

# Sample

**外来医療の機能分化や連携を推進する政策を理解し、担当施設への影響や対応について質問してみる**

そのために…

- 外来医療計画の概要や目的を把握する
- 外来機能報告制度の内容を理解する

紹介外来が基本の専門外来医療機関が明確化されるようですが、先生はどのようにお考えですか？

医療機能の変化や患者の大病院志向等といった外来医療における課題を是正するため、「外来医療計画」や入院機能の報告（病床機能報告）の外来版である「外来機能報告制度」によって、機能分化と連携が推進されています。

今回の研修では、外来医療の機能分化や連携を推進する政策を理解し、担当施設への影響や対応について質問してみることを目的とします。

そのために、外来医療計画の概要や目的、外来機能報告制度の内容について確認しましょう。

## 今回の内容

**1. 外来医療の  
現状**

- ・ 現状の課題
- ・ 体制整備のための政策



# Sample

**2. 外来医療計画  
による偏在対策**

- ・ 地域の医療提供体制整備の基本的な仕組み
- ・ 外来医療計画
  - ① 全体像
  - ② 外来医療機能の情報の可視化
  - ③ 偏在対応を協議する場の設置
  - ④ 不足する機能への具体的な対応

**3. 機能の明確化  
と連携の推進**

- ・ 全体像
- ・ 外来機能報告制度
- ・ 専門外来医療機関を協議する仕組みの構築
- ・ 【参考】病床機能報告制度

はじめに、外来医療を取り巻く現状と、外来の医療提供体制を整備するための政策について紹介します。

## 【1.外来医療の現状】現状の課題

## 外来医療機能の偏在

無床診療所の都市部偏在  
→受診・受療機会の不平等



## 自主性に任せた連携

救急医療、グループ診療等の  
連携は自主的な取り組み  
→地域差の発生



## 外来医療機能の変化

入院治療の外来化  
→多岐にわたる外来医療



## 患者の大病院志向

大規模病院への患者集中  
→勤務医の外来負担増、  
長い待ち時間等



## 医療ニーズ等の変化

人口減少や高齢化等によるニーズの  
変化や担い手の減少等  
→資源の効率的活用による、変化に  
対応可能な医療提供体制の確保  
が必要



外来医療を取り巻く現状です。  
国は、現状について主に次のような指摘をしています。

## ◆外来医療機能の偏在

外来患者の約60%が受診している無床診療所の開設が都市部に偏っており、受診・受療の機会が平等ではない。

## ◆自主性に任せた連携

救急医療提供体制の構築やグループ診療の実施等、医療連携が自主的な取り組みに委ねられており、地域差が発生している。

## ◆外来医療機能の変化

入院で行われていた治療が外来で実施されるようになり、プライマリーから専門医療まで、外来医療が多岐にわたるようになっている。

## ◆患者の大病院志向

情報提供が十分ではない等の理由から、患者の大病院志向が生じ、大規模病院に患者が集中することで、勤務医の外来負担の増加や長い待ち時間等が課題となっている。

## ◆医療ニーズ等の変化

今後、人口減少や高齢化等により、医療ニーズの変化や医療の担い手の減少等が見込まれている。限られた医療資源をより効果的・効率的に活用し、変化に対応できる医療提供体制を確保する必要がある。

## 今回の内容

## 1. 外来医療の 現状

- ・ 現状の課題
- ・ 体制整備のための政策

# Sample

## 2. 外来医療計画 による偏在対策

- ・ 地域の医療提供体制整備の基本的な仕組み
- ・ 外来医療計画
  - ① 全体像
  - ② 外来医療機能の情報の可視化
  - ③ 偏在対応を協議する場の設置
  - ④ 不足する機能への具体的な対応



## 3. 機能の明確化 と連携の推進

- ・ 全体像
- ・ 外来機能報告制度
- ・ 専門外来医療機関を協議する仕組みの構築
- ・ 【参考】病床機能報告制度

1つ目の「外来医療計画に基づく外来医療機能の偏在対策」について解説します。

## 【2.偏在対策】地域の医療提供体制整備の基本的な仕組み

### 地域の医療提供体制構築の基本となる「医療計画」

国が制度制定・基本方針策定

制度・基本方針



都道府県が基本方針に基づき地域の医療提供体制構築



「医療計画」の策定

【主な記載事項】

- 医療圏の設定：2次医療圏と3次医療圏
- 基準病床数の設定
- 地域医療構想
- 5疾病・5事業※、在宅医療に関する事項
- 医師確保に関する事項

Sample



■ 外来医療計画

2020年度から計画スタート

※新規感染症拡大時は新規感染症対策を含む「6事業」とする方向

株式会社メディカル・リード

7

「外来医療計画に基づく外来医療機能の偏在対策」の解説に入る前に、地域の医療提供体制を整備するための基本的な仕組みについて簡単に触れておきます。

今回解説する外来医療政策を含め、国は、医療提供体制を整備するために様々な制度を定めていますが、制度の実施・運用面の中心的役割は各都道府県が担っています。

国が制度を定めて基本方針を策定した後は、各都道府県がその方針に基づき、地域の実情を踏まえて医療提供体制を構築する仕組みになっており、その際、都道府県は必ず「医療計画」を策定します。

この医療計画では、医療圏や基準病床数、現在全国で進められている地域医療構想等、主要な地域医療政策が定められており、それらの内容に沿って各種施策が実施されています。

そして、これから解説する「外来医療機能の偏在対策」の基となる「外来医療計画」も、都道府県が策定する医療計画に定められた事項の1つであり、2020年度から計画がスタートしています。

## 【2.偏在対策】外来医療計画 ①全体像

3つの段階を設け、地域の外来医療計画を策定

### 外来医療計画の目的

診療所の偏在是正 → 地域で不足している外来医療機能を整備

### 外来医療計画の策定

# Sample



### 計画の対象期間



株式会社メディカル・リード

8

それでは、「外来医療計画に基づく外来医療機能の偏在対策」について解説していきます。まず、「外来医療計画」の全体像です。

#### ◆外来医療計画の目的

外来医療計画は、診療所の偏在を是正し、地域で不足している外来医療機能を整備することを目的としています。

#### ◆外来医療計画の策定

外来医療計画の策定は、下記のような手順で都道府県によって取り組まれます。

第1段階：外来医療機能に関する情報の可視化

→外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

第2段階：偏在・不足等を協議する場の設置等

→協議する場を設置し、課題や対応について検討

第3段階：不足する外来医療機能への具体的な対応

→新規開業希望医師等への情報提供や要望

#### ◆計画の対象期間

2019年度中に策定された現状の計画は、2020年度から2023年度までの4年間を対象としたもので、2024年度以降は3年ごとに見直すことになっています。

次に、外来医療計画を策定する3段階の内容について詳しく解説します。

## 今回の内容

**1. 外来医療の  
現状**

- 現状の課題
- 体制整備のための政策

**Sample****2. 外来医療計画  
による偏在対策**

- 地域の医療提供体制整備の基本的な仕組み
- 外来医療計画
  - ① 全体像
  - ② 外来医療機能の情報の可視化
  - ③ 偏在対応を協議する場の設置
  - ④ 不足する機能への具体的な対応

**3. 機能の明確化  
と連携の推進**

- **全体像**
- **外来機能報告制度**
- **専門外来医療機関を協議する仕組みの構築**
- **【参考】病床機能報告制度**



ここからは、外来医療の課題を是正するために国が打ち出している施策の2つ目、「外来医療機能の明確化・連携の仕組みづくり」について解説します。

### 【3.機能明確化・連携】全体像

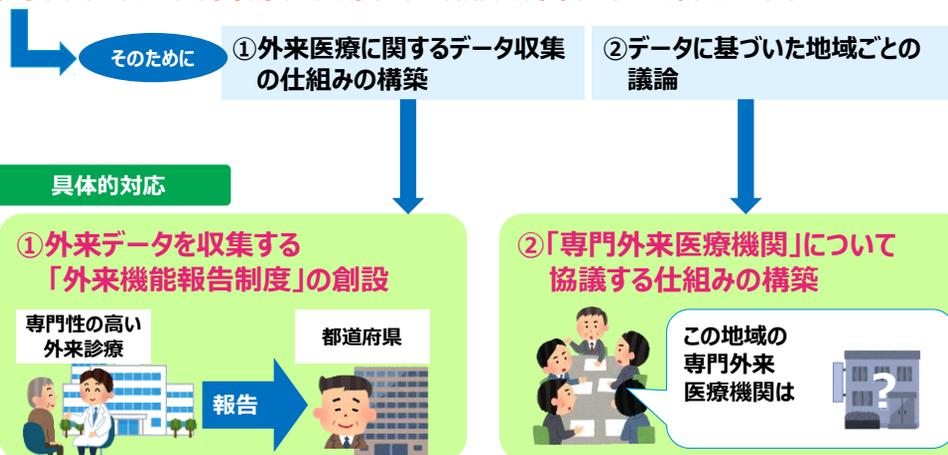
「“専門性の高い外来機能”を持つ医療機関」を明確にし、機能分化・連携を推進

(2022年4月1日施行の方向)

# Sample

#### 目的と背景

限られた医療資源をより効果的・効率的に活用し、外来医療の諸問題に対応



株式会社メディカル・リード

13

まず、「外来医療機能の明確化・連携の仕組みづくり」の全体像です。

前述の通り、この施策は現在国会で審議中の医療法等改正案に盛り込まれているもので、2022年4月1日の施行を目指しています。

#### ◆目的と背景

冒頭で紹介した通り、施策の目的は、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用し、外来医療における諸問題に対応していくことです。しかし、現状では、外来医療の課題を把握するためのデータがなく、議論もほとんど行われていないことから、①外来医療に関するデータ収集の仕組みの構築と、②データに基づく地域ごとの議論が必要とされています。

#### ◆具体的内容

「“専門性の高い外来機能（医療資源を重点的に活用する外来機能）”を持つ医療機関」（以下、専門外来医療機関）を明確にして機能分化や連携を推進するために、下記の対応が予定されています。

- ① 外来データを収集する「外来機能報告制度」の創設
- ② 「専門外来医療機関」について協議する仕組みの構築

次のスライドから、①と②の内容について詳しく見ていきます。

## 【3.機能明確化・連携】外来機能報告制度

“専門性の高い外来診療”の実施状況の報告を求め、明確化

## ◆報告対象施設

義務

一般病床又は療養病床を持つ  
病院と有床診療所

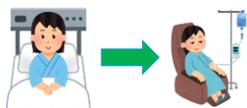
Sample

任意

無床診療所

## ◆“専門性の高い外来診療”として報告する事項

① 医療資源を重点的に活用する入院前後の外来



② 高額な医療機器・設備等を必要とする外来



③ 特定領域に特化した外来（紹介患者外来等）



## ◆報告違反に対する措置

都道府県知事権限により対応

報告徴収命令又は報告内容是正命令  
→従わない場合、その旨を公表



専門外来医療機関を明確にして機能分化や連携を推進するために創設される予定の、「外来機能報告制度」について解説します。

外来機能報告制度は、「“専門性の高い外来診療”の実施状況について報告を求める制度」で、入院機能について都道府県への報告を義務付けている「病床機能報告制度」の外来版といったイメージです。

## ◆報告対象施設

義務：一般病床又は療養病床を持つ病院と有床診療所（病床機能報告制度と共通）

任意：無床診療所（“専門性の高い外来診療”提供施設による自己申告）

## ◆“専門性の高い外来診療”として報告する事項

報告を求める“専門性の高い外来診療”として、現状では下記のような項目が示されています。

① 医療資源を重点的に活用する入院前後の外来

② 高額な医療機器・設備等を必要とする外来

③ 特定領域に特化した外来（紹介患者外来等）

具体的な項目は今後検討される予定ですが、入院を伴うがん手術の前後に外来で実施する検査やフォローアップ、外来化学療法、日帰り手術等の実施状況や関連事項等が想定されます。

## ◆報告違反に対する措置

報告が義務付けられている医療機関が報告を怠ったり、虚偽報告をした場合は、都道府県知事権限による下記のような対応が検討されています。

・報告徴収命令又は報告内容是正命令

・命令に従わない場合、その旨を公表

## 今回のポイント

# Sample

① 診療所の偏在や患者の大病院志向等を問題視

② 外来医療計画で診療所偏在を是正

③ データに基づき「専門外来医療機関」を指定

### ① 診療所の偏在や患者の大病院志向等を問題視

外来医療における現状の課題として、国は診療所の偏在による受診・受療機会の不平等や患者の大病院志向による勤務医の外来負担増等を挙げています。また、中長期的には人口減少や高齢化等による医療ニーズの変化や担い手の減少等が見込まれていることから、変化に対応できる医療提供体制の確保も必要としており、こうした課題解決に向けて、国は「外来医療計画に基づく外来医療機能の偏在対策」と「外来医療機能の明確化・連携の仕組みづくり」の2つの施策を打ち出しています。

### ② 外来医療計画で診療所偏在を是正

「外来医療計画に基づく外来医療機能の偏在対策」は、各都道府県が策定した「外来医療計画」に基づいて診療所の偏在を是正し、地域で不足している外来医療機能を整備するための施策です。国が設定した「外来医師多数区域」で新規開業を希望する医師に対し、初期救急医療や在宅医療等といった地域で不足する機能への対応を求めるもので、新規開業医が合意しない場合、関係者で構成される協議の場への出席要請等が行われ、関係者間で不足機能への対応方法が協議されます。

### ③ データに基づき「専門外来医療機関」を指定

もう1つの施策である「外来医療機能の明確化・連携の仕組みづくり」は現在国会審議中で、成立すれば、「外来機能報告制度」の創設と「専門外来医療機関」の指定が行われます。外来機能報告制度はデータ収集を目的として、一般病床又は療養病床を持つ医療機関に“専門性の高い外来診療”の実施状況を報告させる制度です。そして、報告結果等を基に、紹介外来を基本とする専門外来医療機関を地域ごとに指定し、連携を推進する仕組みを構築します。専門外来医療機関はあくまで関係者による協議・合意により指定されることになっており、この仕組みが導入されることで、病院の待ち時間短縮、勤務医の外来負担減、医師の働き方改革への寄与が期待されています。

## 【参考】想定される医療機関への影響等

今回解説した「専門外来医療機関」や「外来機能報告制度」は、待ち時間短縮や勤務医の負担軽減といった外来医療の課題解決につながるメリットに加え、下記のような影響や対応も想定されます。

### 地域医療への影響

紹介中心の「専門外来医療機関」に指定された病院がある地域  
 → 診療所等を受診する一般外来患者の増加  
 → 従来の病診連携体制が変化



### 使用薬剤への影響

「専門外来医療機関」に指定された病院  
 → 一般外来患者減によるプライマリー薬剤の使用量減少  
 → 採用薬剤の見直し



### 施設別診療情報の収集が可能に

「病床機能報告制度」同様、「外来機能報告制度」が公表  
 → MR自身が“専門性の高い外来診療”の実施状況等を医療機関別に把握可能



今回解説した「専門外来医療機関」や「外来機能報告制度」は、待ち時間短縮や勤務医の負担軽減といった外来医療の課題解決につながるメリットに加え、下記のような影響や対応も想定されます。

#### ◆地域医療への影響

紹介が基本の「専門外来医療機関」に指定された病院のある地域では、診療所等を受診する一般外来患者の増加や、従来の病診連携体制からの変化が起こる

#### ◆使用薬剤への影響

「専門外来医療機関」に指定された病院では、一般外来患者の減少によるプライマリーケア領域の薬剤使用量の減少や採用薬剤の見直しが起こる

#### ◆施設別診療情報の収集が可能に

「病床機能報告制度」と同様に「外来機能報告制度」も公表が想定されるため、MR自身が“専門性の高い外来診療”の実施状況等を医療機関別に把握が可能になる

## 【参考】研修内容の活用例

先生方と面談した際の外来医療政策に関する質問例です。担当地域や施設に関する先生のお考え、今後の対応等について伺ってみたいかがでしょうか。

# Sample

- ① 患者さんの大病院志向や地域による外来医療体制の偏在が問題になっているようですが、当地域の状況について、先生はどのようにお考えですか。
- ② 外来医療の偏在を是正するために、都道府県単位で不足する外来医療体制を整備するための対策が講じられているようですが、先生はどう思われますか。
- ③（外来医師多数区域の場合）今後、新規開業する先生には、開業する地域で不足している医療（夜間・休日診療、在宅医療等）への対応を依頼する方針のようですが、どう思われますか。
- ④ 既にご開業の先生方に対しても、医師会等から、地域で不足する外来医療への対応要請等はあるのでしょうか。
- ⑤ 地域で不足する外来医療を整備するために、先生は実際にどのような方法があると思われますか。
- ⑥ 地域の病院が専門外来医療機関になった場合、周辺の診療所では一般的疾患の患者さんや逆紹介患者さんの増加が考えられますが、いかがでしょうか。

スライドは、先生方と面談した際の外来医療政策に関する質問例です。担当地域や施設に関する先生のお考え、今後の対応等について伺ってみたいかがでしょうか。